種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書

「種苗法の一部を改正する法律案」(以下「種苗法改正法案」)が国会へ上程された背景には、種苗の海外流出を食い止める規制の不備から優良品種の流出が問題となっていることがあります。糖度が高く、美味しい果樹や野菜、コメ等々の新品種は日本の遺伝資源です。一度海外に流出すれば、生産や販売を差し止めることは容易ではありません。種苗法の改正にあたっては、従来認められてきた農家の自家採種あるいは自家増殖ほか様々な懸念があることは事実です。

日本国が、2013年に批准した国際条約「食料・農業植物遺伝資源条約」においては、種苗に関する政策決定に対して農業者が参加する権利を定めています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により市民生活に支障が生じる中、公聴会を開いて全国の農業者から意見を聴くことは困難な状況にあり、「種苗法改正法案」は全国の農家に広く周知されていません。

よって、国においては、国民の権利を侵害することのないよう、同法案に対し、より慎重な審議を行うとともに、国民の不安が解消されるよう広報広聴活動に積極的に取り組むことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日提出

長野県飯田市議会議長 湯澤 啓次

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣